参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年4月22日

北九州市産業経済局渡船事業所

#### 1 当該公募の趣旨

本業務については、藍島・馬島~小倉間を結ぶ北九州市営渡船は離島航路として年中無休で運航しているが、「こくら丸」が中間検査等のためドック入りするため、その代わりとして、傭船と運航業務を行うもので、傭船と乗組員を確保し常に派遣できるなど委託期間中正確にダイヤどおりに運航体制を整えることができ、離島航路全般に係る深い理解が求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型 プロポーザルを実施する予定であるが、応募要件を満たす者が多数いる場合は、指名さ れない場合がある。

## 2 業務の概要

(1)業務名

藍島~小倉航路運航業務委託

# (2)業務内容

藍島・馬島〜小倉間を結ぶ市営渡船「こくら丸」の代船として、傭船と運航業務を 行う下記業務をいう。

## ア傭船

- (ア) 契約期間における傭船ができること。
- (イ) 船体が堅牢、強固、であり、機関を完全に整備していること。
- (ウ) 用途は旅客船であること。
- (エ) 定員は70名程度であること。

- (オ) 航海にも支障がないこと。
- (カ)下記の業務時間及び、履行期間のとおり、令和7年6月23日(月)6時3 0分までに藍島港で乗船可能な状態で待機できること
- (キ)下記の業務時間及び、履行期間のとおり、令和7年7月14日(月)小倉発 17時30分便が藍島到着後、乗客全員下船後傭船終了とすること。
- (ク) 船体保険、船客傷害保険に加入していること。

#### イ 運航業務

- (ア) 藍島・馬島~小倉間の運航業務。
- (イ) 船長(1級小型船舶免許所持者)を1名乗船させること。
- (ウ)機関長(5級海技士免許所持者)を1名乗船させること。
- (エ) 北九州市渡船事業所安全管理規程を遵守すること。
- ウ その他

乗船下船における乗客の誘導、整理。

保険加入船舶相互使用(用船)届に係る事務を行うこと。

(3)業務時間(予定)

令和7年6月23日~令和7年7月14日の6時30分から18時40分までとする。

- (4) 事前に承認を要する業務
  - ア 傭船契約を締結すること。
  - イ 従事者は事前に届出をし、了承を得る(住所、氏名、年齢、連絡先)。
  - ウ業務責任者の届出。
  - エ 非常時の連絡体制表の届出。
- (5)報告書の提出
  - ア 便ごとの乗船人員報告書。
  - イ 事故等の報告書。
- (6)履行期間(予定)

令和7年6月23日~令和7年7月14日の6時30分から18時40分までとする。

#### 3 応募要件

- (1) 基本的要件
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及 び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内である こと。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 基本的要件以外の要件
  - ア 法人登記を有していること。
  - イ 本業務と同様の業務に実績を有すること。
  - ウ ア、イについて、用件を確認できる書類及び貴社(団体)の概要が分かる書類 が提出できること。

#### 4 手続き等

(1)契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号

担当課名 產業経済局総務政策部渡船事業所

電話番号 093-861-0961

FAX 番号 093-861-0962

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年4月22日(火)から令和7年5月9日(金)まで(土、日、国民の祝日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

- イ 交付場所
- (1) に同じ。
- ウ 交付方法

交付場所において配布します。

工 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年4月22日(火)から令和7年5月9日(金)まで(土、日、国民の祝日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

# イ 提出場所

(1) に同じ。

# ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成 添付し、提出期限までに直接持参すること。

# (4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する 場合がある。

イ 詳細は説明書による。